



日本共産党 加藤 あい議員

2018年9月京都市会 代表質問と答弁の概要

2018年9月27日

左京区選出の加藤あいです。日本共産党京都市会議員団を代表して市長並びに理事者に質問します。まず、災害対応についてお聞きします。

地震、豪雨、台風と相次いで自然災害が発生し、大きな被害が出ています。改めて、お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災されたみなさまに、心からお見舞いを申し上げます。

1、地震、豪雨、台風災害から、市民の命と暮らし守れ

◆これまでの延長線ではない災害対策を

党議員団は、実態調査に基づいて4回にわたる市長への申し入れを行いました。はじめに災害対応の在り方についてお聞きします。

この間の自然災害は、「かつてない」とか、「記録的な」、などと言われる事態が頻発し、地球環境の異変や連続災害など、大変深刻になっています。観測史上初めての地震・震度7や記録的強風や高潮など、これまでにない規模であり、経験に基づく対応だけでは解決できない事態です。そして、今後の備えという点でも、政府がマグニチュード9前後の南海トラフ地震の30年以内の発生確率を60%から70%としていたものを、70%から80%と修正するなど、一層の重大事態が予想されています。政治が知恵と力を尽くして、対策を進めていくことが、必要な時期に来ているのではないのでしょうか。

今、地震や豪雨・台風の自然災害対策に総力をあげるため、予算、職員体制、防災、避難、救援、公共事業の在り方などすべてを見直し、これまでの延長線上ではない災害対策を検討するべきではありませんか。市長の認識をうかがいます。

まず、今後、迅速に京都府知事に対し、災害救助法施行令・第1条・1項4号にもとづく災害救助法の適用を国に要請することを求める等、自治体として最大限のとりくみを検討すること、災害対策と復旧に国の責任を果たすよう求めること、を要望しておきます。

◆災害対応の最前線である区役所職員体制について

以下、具体的に質問します。

まず、第一に、災害対応にあたる職員の体制についてです。

先般、京都市当局がまとめた「大阪北部地震及び平成30年7月豪雨における災害対応総括」では、必要人員確保の遅れ・交代要員の不足・一部の担当への過重負担があったとあり、また、体制上の課題にとどまらず、罹災証明発行の遅れや並行して行う通常業務に不足が生じる等、市民対応にも問題があったことが明らかになっています。7月豪雨の際に全区役所で招集された職員数は1号体制で95人でしたが、門川市長就任前と比べると38人も減らされています。

左京区役所而言えば、招集対象の職員は29人から、たったの10人に減らされています。災害への即応体制の薄さがあること、全庁的な支援体制の弱点を市長はどう認識されていますか。市税事務所や医療衛生部門の集約化などで区役所全体の職員体制が3年で約400人も減らされており、今後も区役所窓口の民営化・税務事務の執行体制の見直しなど、職員削減をさらに進める方向が示されています。災害対応の最前線である区役所の職員を削減して、災害対応が十分にできるのでしょうか。認識をうかがいます。市長は市長就任以来3215人の職員削減・260億円の予算削減を行ってきたと、そして、今後も、2020年までの4年間で800人を減らすとおっしゃいます。しかし、これらの職員削減によって、住民の命を守るその現場でも矛盾が噴出していきます。さらに、職員は日常的に過重負担が強いられ、月100時間以上の時間外勤務という過労死ラインを超えて働く職員が175人と、異常事態となっています。これ以上の職員削減計画を撤回し、必要な人員体制の充実で、行政サービスの確保と向上を図ることを求めます。

(答弁→市長) 大阪府北部地震及び7月豪雨、台風21号、これら一連の災害で明らかになった新たな課題に速やかに適格に対応できるよう、全庁を挙げあらゆる対策を講じていく。

災害対応に係る体制について、「民間にできることは民間に」を基本方針に、委託化・民営化・効率化などで業務量の減少が確実に見込める部分について職員を削減する一方で、必要な部署には必要な人員をしっかりと増員してきている。

区役所・支所の防災体制については、地域力推進室に「総務・防災課長」、「地域防災係長」を設置し、関係局との連携を深めるため、専門的な知識、経験を有する土木職員や消防職員を充てるなど、体制の強化を図ってきている。災害発生時には、関係局から区役所・支所に情報連絡員の派遣を行うなど、局区を超えた応援体制を整備、充実してきている。

◆被災者住宅再建等支援制度の恒久制度化と住宅確保を

第二に被災者支援についてです。

災害が連続して発生しているもとの、被災された住民への支援策を再検討し、充実させる必要があるのではないのでしょうか。被災者住宅再建等支援制度は3年前の台風11号の際、本市独自制度として創設されました。この間の災害にも適用されており、大変重要な制度ですが、災害ごとに制度の適用を判断するのでは、どうしても遅れが生じます。被災者住宅再建等支援制度は恒久制度として確立し、迅速な対応を可能とするよう求めます。

また、今回も土砂災害等で被災された方々の住宅確保が課題となりました。市営住宅の提供がありますが、空いているところを提供するため、左京区の方でも、洛西や向島など生活圏と遠く離れたところとなりました。結局、いつまた崩れてくるかもしれない自宅で過ごすほかないという状況もうまれています。職場や学校、生活の基盤から、離れた地域での生活再建は極めて困難です。いざというときに備えて、各行政区に被災者に提供する住宅を確保することを求めます。

(答弁→村上副市長) 被災者住宅再建支援制度は、国の被災者生活再建支援法の適用がない局地的な災害でも、早期に補修を進められるよう、本市独自に実施している支援策である。床上浸水や地震等による屋根の損壊、雨漏りなど、生活への支障を来している場合は、自然災害の規模にかかわらず適用しており、既に恒久的な制度となっている。

被災された市民には、市営住宅を提供、希望されない方には、市被災者向け住宅情報センターにおいて民間住宅の情報提供、登録不動産事業者を紹介している。

◆住民避難行動についての調査を

第三に、住民の避難の確保と避難所の環境改善についてです。

平成30年7月豪雨時、全市180学区、49万7039世帯、102万7408人に対して避難勧告等が発令されました。最大で2337人が指定緊急避難場所に避難しましたが、わずか0.2%でした。

土砂災害警戒区域を含む町内に住む住民だけでも、全市で9万世帯・21万8千人に上ります。今回の避難者数はあまりに少ないといわなければなりません。また、消防局が市民1126人に防災意識について調査を行った結果、避難情報について「発令されたかわからない」との回答が136人・1割にも上り、避難情報発令後「何もなかった」方が469人・4割近くとなっています。これでは、到底、住民の命を守れません。今回の豪雨時の住民の避難行動について、意識調査にとどめず、全面的な実態調査を行い、どのような対策が求められているのかを明らかにすることを求めます。

(答弁→植村福市長) 消防局が実施した意識調査は、1126人から回答を得ており、概ね市民の意見を反映している。結果では、避難勧告等の発令後の行動について、「何もなかった」方の内、「自分に被害があるとは思わなかった」という回答が58%にも及んでいる。適切な避難行動を、確実にを行うために、度重なる災害が発生しているこの機を捉えて、より一層周知に努める。

◆指定緊急避難所の指定の見直しを

また、指定緊急避難場所が水災害時「立ち退き必要区域」にあるところが55カ所、土砂災害時「警戒区域」にあるところが39カ所にも及んでいます。指定緊急避難場所の指定を見直し、安全な避難所を行政の責任で確保することを求めます。

（答弁→植村副市長）指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、洪水や土砂災害など、災害の種類毎に指定している。現場の状況を確認しつつ、引き続き避難場所の見直し、拡充に努めていく。

◆指定緊急避難所の環境改善を

そして、指定緊急避難場所の抜本的環境改善が必要です。「ベッドもないし、トイレが心配」「暑い中で避難すればかえって体調が悪くなる」などの声があります。昨年度実施された第二次防災対策総点検でも「避難所の一層の環境改善を推進していく必要がある」との提言が出されています。本市の避難所運営資機材や避難所開設セットはごく限定されたもので、食料・飲料水、毛布やトイレトーパーなどの生活必需品も、その避難所が分散備蓄の対象でなければ、そもそも配備されていないという状況もあります。熊本地震では災害関連死が地震の直接的影響で亡くなった方の4倍にも上りました。避難が長期に及ぶことも視野に入れ、開設にあたり、最低限の条件を整えるべきです。それが住民の避難を保障していくことにもつながるのではないのでしょうか。災害対策基本法86条の6にもとづき発出されている内閣府の指針では、避難所について、簡易ベッド・冷暖房機器・テレビ配備など、生活環境の改善対策を講じるよう求めています。本市でも、指定緊急避難場所のトイレの洋式化完了や、食料・飲料水・毛布などの生活必需品の配備はもちろん、エアコン設置など暑さ・寒さ対策、テレビ設置、簡易ベッドの配備など抜本的改善を行うことを求めます。また、区役所にブルーシートを配備しておらず市民の要請にこたえられない事態も起こりました。区役所へのブルーシートなどの資機材配備も、充実されるよう求めます。

「避難所開設、運営について地元の負担が大きすぎる」との声もみなさんから寄せられています。7月豪雨の際、避難所に職員が配置できたところごく一部。7割の避難所では配置できませんでした。「あくまでも地域による自主的運営が基本」また、「行政はサポートの範囲で必要なことについて実施」とされていますが、京都市地域防災計画には「区災害対策本部の責任において水害・土砂災害の指定緊急避難場所を開設する」とされ、運営についてもその責任が記され、要配慮者の適切なスペース確保も明記されています。水害や土砂災害時の指定緊急避難場所の開設・運営が行政の責任において行われる原則をふまえ、ふさわしい職員体制をとられることを求めます。

（答弁→植村副市長）避難場所の夜間の開設や長時間にわたる開設により、自主防災会役員等への負担が大きくなった。避難者への備蓄物資の提供、災害情報の提供、高齢者や障害者等の要配慮者の受入など様々な課題がでてきた。「京都市地域防災計画」の指定緊急避難場所の開設、運営規定や防災行動マニュアル等、必要に応じて改訂する。地域の自主的な運営を確保しつつ、行政のサポート体制などについても、検証していく。

◆災害予防対策、倒木を防ぐ抜本的な支援策、「土砂条例」の制定を

災害対策の最後に、減災対策について述べます。被害を防ぐうえで、予防対策の抜本的強化が必要です。治水対策については、100年に一度、30年に一度と言われるような大雨が降るもとで、国もダム頼みの治水対策を根本的に見直す方向を検討しています。堤防の補強、河道改修、流域全体を遊水池と位置付けるなど、専門家の知見も生かし検討することを求めておきます。

治山についても課題が浮き彫りになっています。災害により重要幹線が倒木や土砂崩れなどで不通となり、市民生活に影響を及ぼす事態が繰り返されています。山間地では倒木により電線が切断され、停電で災害情報も届かない事態が広範囲に起きました。これらの防災対策には従来の倒木処理や、林業支援にとどまらない政策が必要ではありませんか。倒木を防ぐ抜本的な支援策をとることを求めます。

また、緊急輸送道路などに面する斜面の維持保全事業が2年前から行われていますが、560カ所の要対策カ所に対して29%の進捗となっています。道路寸断を防ぐため、前倒しで実施することも検討することを求めておきます。

（答弁→産業観光局長）放置され手入れが行き届かない森林の整備を進め、木々がしっかりと根付いた森をつくることが不可欠である。従来からの間伐をはじめとする適正な山の管理に加え、倒木被害の未然防止の強化にむけ、災害に強い森づくりについて、専門家等

ともしっかり議論し、研究をすすめていく。

また、伏見区深草・大岩山で不法投棄された土砂が、西日本豪雨で崩れ、小栗栖地域で土砂災害の危険が高まる事態となりました。当該場所は以前から住民が不法投棄を指摘し、わが党議員団も繰り返し市会で取り上げてきたところであり、建設土砂の不適正な処理・埋め立てに伴う災害の発生防止を目的としているいわゆる「土砂条例」が本市にはないことが問題となっています。全国ではすでに、20都県、200市が制定しています。全市を点検し、建設残土の流出や崩壊による被害を予防すること、自然地形の改変を止める措置が必要です。同様の事態が発生しないよう、「土砂条例」の制定を求めます。

（答弁→植村副市長）土地管理者に対して指導、土砂の搬入停止命令を発している。他の地域については発見、防止に努めており、万一、同種の事案の場合は、速やかかつ毅然と対処していく。宅地造成等規制法や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく規制、指導制限を直接執行できる立場にあり、土砂条例がなくとも適切に対応できる。

◆大型開発から命と安全を守る公共事業への転換を

公共事業の在り方については、大型開発から災害対策、命を守る公共事業への転換が必要です。

国は不要不急の大型開発を進めていますが、本市においても優先順位の判断が異なるではありませんか。命を守る公共事業として、道路や橋梁の耐震化、水道の老朽管の取り換え、災害防除工事の早期完了など課題は山積しています。

北陸新幹線2兆1000億円以上、堀川バイパストンネル建設など大型開発優先を改め、文化庁移転にかかる京都負担はやめるなど、市民の命と安全を守ることを、最優先にすることを強く求めます。

（答弁→市長）厳しい財政状況においても、河川の改修や雨水幹線の整備など国の補助金も活用しつつ、この5年間で毎年300億円以上の事業費を投じてきた。

あわせて、北陸新幹線、堀川通バイパストンネルの整備や、文化庁の移転は、京都の発展のために極めて重要な先行投資である。将来世代に過度の負担を残さないよう、経費や費用負担のあり方についても精査している。

2、原子力災害対策計画を見直し、原発ゼロの実現へ

◆原発に関わる地震、津波など自然災害の影響の想定について

次に、原子力防災について伺います。

9月6日に発生した北海道胆振（いぶり）東部地震では、震度2で泊原発が外部電源を約9時間半失うという重大事態が発生しました。南海トラフ巨大地震の最悪の被害想定では、原子力災害は含んでおらず、複合災害となった時の脅威は論を待ちません。そして、本市に近接する若狭原発群についても重大な自然災害の可能性があります。例えば津波についてです。これまでから、日本海側の原発は大津波を想定しない、という対応をとられてきました。ですから、太平洋側の原発では20mを超えるような防波堤が設置されているのに、大飯原発ではわずか8mにすぎません。しかし、識者からは日本海側でも大津波は起きうるといふ指摘があります。島根県技術士会から900年前には20mを超える大津波が島根県を襲ったとの研究報告書が出されています。京都府の調査でも1300年前にも宮津市の真名井神社に40mの大津波が押し寄せたとの言い伝えがあることも分かっています。そして、政府機関の専門家が、もともと大地震イコール大津波というこれまでの考え方を否定し、海底地すべりによって津波が発生するとの指摘を公表、日本海海底の東縁に海底地滑りの地形がいくつもあることを指摘しています。地震動をめぐっても、原発の耐震設計基準を上回る知見も示されています。この事実を市長はどのように考えておられるのでしょうか。原発に関わって、重大な自然災害の可能性があるにもかかわらず、その想定がされていないことについて、意見を言うべきではありませんか。

◆地域防災計画原子力対策編の抜本的な見直しを

原子力規制委員会は原発災害について、避難計画を自治体任せにしています。IAEAの国際基準では、原発設置時の安全基準に避難計画を含み、審査・検証することになっており、アメリカではそのように

運用されていますが、日本は違います。住民の命と安全にかかわる避難計画の審査もせず、原発を再稼働させるとするのは、あまりに無責任というほかありません。

先般、党議員団は大津市の原子力災害避難計画について調査を行いました。大津市は国が原発からおおむね30キロとしている緊急時防護措置を準備する区域・UPZからはずれていますが、市独自に大飯原発から47キロ圏内・1万1205人を対象に避難計画を定めています。市当局が、福島第一原発の事故の際、47キロ圏にあった飯館村が放射線量の高いホットスポットとなった事実をもとに、飯館村に調査に出かけ、同様の圏域を区域とされたとのことでした。京都市は大飯原発から32.5キロ圏内人口311人の対象にとどまっています。UPZ外についても圏内に準じた対応を行うと言いますが、事前準備を行う対象ではありません。地域防災計画原子力対策編は実際の原子力災害に対応しうるのか、検証を行い抜本的に見直すこと、「京都市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」は京都市全域に変更することを求めます。

◆放射能汚染について、実測とあわせて予測的手法の導入を

また、そもそも、UPZ圏内でも、原子炉停止機能が喪失する全面緊急事態においても、屋内退避が原則であり、実測に基づく対応にとどまっています。大津市は「モニタリングポストでの対応では、被曝してからになる」「予測手法をもって対応すべき」として、文科省が設置していたスピーディ端末の設置運用を国に要望されています。本市も、放射能汚染について、実測と合わせて予測的手法を導入することを国に対して要望すべきです。

（答弁→危機管理監）原子力発電所の安全対策については、東日本大震災以降、世界最高水準とされる国の新基準に基づき、津波や地震動の想定に沿った対策が講じられている。

本市も、国の原子力災害対策指針に基づいて設定した大飯発電所から32.5kmのUPZ圏内に含まれる左京区久多、広河原、右京区京北上弓削町の一部の3地域を対象に原子力防災訓練や空間放射線モニタリングを実施している。

放射性物質の拡散予測により避難行動を決めることについて、国は「不確かさを排除することができず、混乱が生じるなどの弊害がある」との見解を示している。予測的手法の導入については、慎重に対応すべきと考えている。

災害対応については、職員の不足で住民の命を守れない事態となっていることを正面から受け止めるべきです。市政全般にわたる見直しを行って、対策を抜本的に強化することを重ねて求めるものです。

3、無料定額診療事業の対象を保険薬局にも拡大を

次に、無料低額診療事業についてうかがいます。

生計困難な人が、必要な医療を受ける機会が制限されないよう、無料または低額な料金で診療を行うのが当該事業です。基準や内容は医療機関ごとに異なりますが、本市においては34施設で実施されており、格差と貧困が広がるなか、大変重要な事業となっています。法律で、病院、診療所、介護老人保健施設が対象とされていますが、保険薬局が含まれていません。一昨年、保険薬局が行った患者アンケートでは深刻な状況が明らかになりました。762人の方からの回答がありましたが、1ヶ月の支払いが3000円以上の方が24%、薬局での一部負担金について「高い」と感じている方は33%。半数近くの方が支払いのために生活を切り詰め、貯金を切り崩すなどの対応をされていました。薬代を払うために借金をしている方もあり、経済的理由で治療を中断された方は32人にも上りました。少なくない方が薬代の負担に苦しめられています。生活困難者を救済するためには、現在対象外となっている保険薬局も対象施設とすべきです。京都市として、無料低額診療事業を保険薬局も対象とすることを国に要望すべきではありませんか。また、本制度は医療ソーシャルワーカーの配置が義務付けられていることから市民の受療権保障の機能も果たしています。公的病院である京都市立病院こそ、この事業に率先して取り組み、その機能を果たすべきではありませんか。

さて、病院への入院治療やその後のケアにおいても格差が発生しています。制度の相次ぐ改悪や診療報酬改定で、今や、療養病棟以外の病棟では長期入院が難しくなっています。入院と同時に退院の相談という状況もめずらしくありません。しかし、退院といっても老老介護、独居、認知症などで、在宅療

養の環境が整わない方もおられます。そうすると、住み慣れた地域を離れて入院期間2ヶ月から3ヶ月程度で一般病院を転々とするか、リハビリは期待できない療養の病院に行くか、医療が受けられない介護老人保健施設に行くか、という選択が迫られることとなります。患者が医療や介護を選択するのではなく、施設に選ばれる、という深刻な事態が国の医療制度改悪の中で発生しているのです。施設外の診療所などから医療を受けられる介護老人福祉施設・特別養護老人ホームの整備を京都市として進める等、独自の施策の具体化を求めておきます。

(答弁→保健福祉局長) 無料低額診療事業は、全国で664の医療機関、本市はその約5%にあたる32箇所で開催されており、他都市と比較しても多い。経済的な理由で必要な投薬が受けられず治療を中断される方が出ないように保険薬局も対象するよう国に対して要望している。

市立病院は、感染症医療、災害医療などの政策医療の拠点であり、高度な急性期医療を提供する地域の中核病院の役割を担っており、実施は考えていない。

4、左京区のまちづくり、公共施設の活用について

次に、左京区のまちづくりについて質問します。

これまでから、左京区のまちづくりについて、繰り返し議会でも取りあげてきました。とりわけて左京区役所移転を契機として課題が噴出していますから、まちづくり方針の転換が求められています。先般、左京自治体要求連絡会がくらしと要求アンケートを行い、2800人を超える方々から返信が寄せられました。アンケートの「公共交通に望むもの」という設問に「左京区役所への交通アクセスの改善」と答えた方は、北白川学区や養正学区、左京区南部で最も高く30%以上の比率となりました。また、「左京区で住み続けられるために充実してほしいこと」については、介護、医療、福祉の順で回答が多くなりました。現在、旧左京保健所は売却が進められようとしています。左京区のまちづくりの課題や区民・市民のニーズが十分に踏まえているでしょうか。地元学区からは「バリアフリーに対応した集会所」や「高齢者等の避難所」として使用できるようにしてほしいとの市長あての要望書が1317筆の署名をそえて提出されています。当該施設は耐震基準も満たしており、区民にとって交通便利性が高い場所にあります。市民・区民の財産である公共施設活用の際に、区民の声を十分に聞き、必要な社会資本が何なのか検討することは行政の第一義的課題ではありませんか。左京区に行政の支所的機能・集会所などの住民交流施設をつくってほしいという、住民の声にこたえることを求めます。公共施設の活用は売却ありき、財源確保ありきの姿勢を転換し、必要な社会資本が何かの調査検討をふまえ、対応をされることを求めます。

北泉通りへの架橋をめぐる、裁判となっています。住民のみなさんは建設現場で税金の無駄遣いをやめてとスタンディングアピールをされていますが、その場に立てば、「すぐそこに橋がある」ことを体感します。まさに、すぐそこに馬橋があるのです。裁判では、都市計画決定をめぐる問題点も明らかになっています。必要な既存の橋の耐震化、改修こそ優先すべきであることを指摘しておきます。

(答弁→行財政局長) 市有資産の活用は、公共性・公益性の観点から活用を図ることとしており、全市的視点から検討している。十分な活用が見込めない資産については、地域の活性化、より魅力のある地域づくり、財源確保の点からも、積極的に売却を進め、有効に活用する。旧左京保健センターは、市全体の発展・活性化を目指す観点から跡地活用を本格的に進めようとしているところ。今後も、地元をはじめ市民の理解を得ながら、効果的な活用を進めていく。

5、くらしに憲法を生かした市政運営を。憲法改定への市長の見識について

最後に、憲法改定についてうかがいます。

9月19日、韓国と北朝鮮の3回目の南北首脳会談が行われ、「共同宣言」と「合意書」により、朝鮮半島の平和と非核化に向けた具体的措置が確認されました。その内容の成果と同時に、こう着していた米朝交渉を打開する上でも重要な前進となりました。紆余曲折はありますが、明らかに、緊張から対話へ、北東アジアで新たな変化が起きています。この流れが実を結び、北東アジア全体が戦争の心配のな

い地域になれば米軍基地の存在根拠も失われることとなります。ましてや、沖縄の辺野古に新たな基地を作る理由などありません。そして、国際紛争を解決する手段として、戦争、武力行使を放棄すると決めた憲法 9 条はまさにこうした方向と合致するものではないでしょうか。にもかかわらず、安倍首相は 10 月下旬にも召集される臨時国会に改憲案を提出したいとしています。明らかに世界の流れに逆行しています。世論調査では、臨時国会への改憲案提出について、「反対」が 51%、「賛成」が 35.7%と、国民の理解は得られていません。あくまでも押し通すなら、国民との矛盾は拡大するだけです。市長が会長を務める世界歴史都市連盟の歴史都市会議では、「人類の世界平和を一層強固にするため、国境を越えた友情を深め、日々の交流を通じて協力していく」とのブルサ宣言が採択されました。世界歴史都市京都のトップとして、平和の発信、憲法 9 条守れの声を上げる見識が求められているのではないのでしょうか。いかがですか。

憲法について「議論がされることは意義のあること」「国会を中心に国民全体で議論されるべきもの」とするだけで市長の見識を示さない姿勢を改めることを求めます。

答弁を求め、私の第一質問を終わります。

（答弁→総合企画局長）日本国憲法における平和の理念は、主権在民、基本的人権の尊重と共に、遵守されるべき基本的な理念、原則である。憲法について国民が関心を高め、議論がなされることは大変意義のあることであり、国会を中心に国民全体でしっかりと議論がなされるべきもの。

40年前宣言した「世界文化自由都市」の理念を具現化したひとつが、世界歴史都市会議の創設であり、本年の「ブルサ宣言」である。平和の重要性を国内外に強く訴えるとともに、国際交流事業や平和記念事業等、平和に関する多彩な取組を積極的に展開していく。

第二質問

憲法改定について、市長から直接のご答弁がありませんでした。

そもそも、憲法 92 条に規定された地方自治の本旨は、地域のことは地域で決めることであり、憲法の基本的人権の保障や国民主権を、自治体運営にいかすことが、市長の仕事であります。主体的に見識を示す立場に転換されることを、強く求めるものであります。

以上で私の代表質問を終わります。